

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町 1-18-9
ATビル 5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

正社員と非正規社員 不合理な待遇差の改善

2019年3月4日付労働新聞にて興味深い判例の記事を見つけました。大学のフルタイムのアルバイト職員の賃金について、一番を覆し、正社員との賃金の相違における合理的部分と不合理部分に分け、**不合理部分について一定割合の賃金を支払うよう認めた高等裁判所の判例**となっています。そこで今回のHP通信では、同一労働・同一賃金について、簡単にご紹介いたします。

パートタイム・有期雇用労働法

政府は、同一労働・同一賃金に関する法整備を進めており、**2020年4月1日**に「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されます。(中小企業は**2021年4月1日**から施行)

この法律の趣旨は、**正社員と非正規社員の間**の**不合理な待遇差や差別的取り扱いを禁止する**というものです。個々の待遇毎にガイドラインを作成し、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨が明確化されます。具体的には

- 基本給
- 賞与
- 役職手当
- 食事手当
- 福利厚生
- 教育訓練

などが対象となります。

「パートタイム・有期雇用労働法」に関する詳しい資料は、厚生労働省のリーフレットをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000473038.pdf>

労契法20条 バイトへ賞与不支給は不合理

**成績・業績に連動せず
新卒正職員の6割以上で**
大阪高裁

基本給や賞与、福利厚生に関する正社員との相違が労働契約法第20条に違反するとして、大阪医科大学のアルバイト職員が起した訴訟で、大阪高等裁判所(江口とし子裁判長)は、賞与や夏期特別有給休暇などについて、全く支給・付与しないことを不合理とする判決を下した。賞与については、職員の成績や同法人の業績に連動しない算定方法であり、新卒正職員の60%を下回る場合、不合理な相違に当たるとしている。

同職員は平成25年から時給制のアルバイトとして雇用され、教授のスケジュール管理や経理事務などに従事した。27年3月に適応障害と診断され、退職した28年3月まで出勤していない。

同高裁は、賞与や年5日の夏期特別有給休暇、私傷病による欠勤中の賃金支給および休職給の3つについて、フルタイムで働くアルバイト職員に全く支給しないことが、労契法第20条(期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止)に違反すると判断した。

正職員に基本給の4・6カ月分支給する賞与については、新卒正職員の60%を下回る支給額の場
合、不合理な相違に当たるとした。支給額が正職員の成績や同法人の業績に一切連動しておらず、「賞与算定期間に就業していたことそれ自体に対する対価としての性質を有する」と判断したためだ。長期雇用を前提としない契約職員へ、正職員の約80%の賞与を支給していた点も加味した。

夏期特別有給休暇に関しては、体力負担の大きい蒸し暑い夏において、心身のフレッシュを図るという付与目的を重視。フルタイムで働く以上、正職員と同様に夏期に疲労を感じるの想像に違反しないとされた。

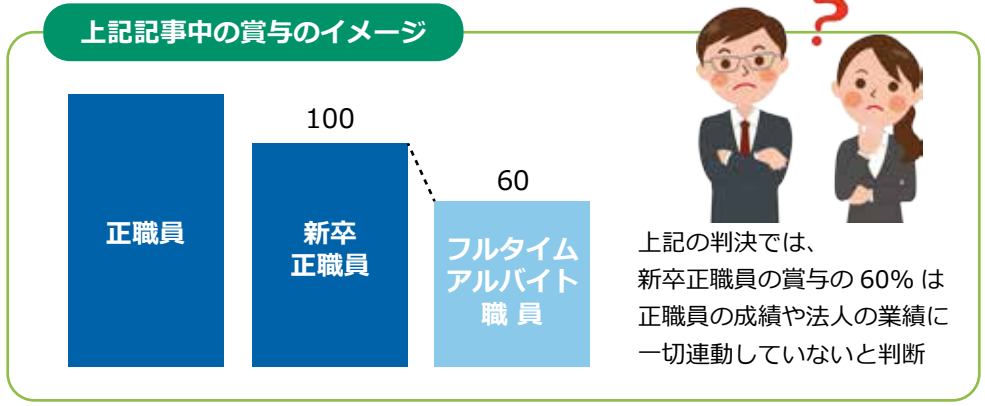
1審は、正職員雇用制度がある点などから、年収でみたときに新卒正職員の55%程度となる賃金の相違を容認、全ての相違について労契法第20条に違反しないとされた。

に難くないとしている。正職員が私傷病で欠勤した場合、6カ月間は賃金を全額支払い、以後は休職を命じ賃金の2割に当たる休職給を支払うという制度に関しては、全額支払いにつき1カ月分、休職給につき2カ月分を下回る際、相違を不合理とした。契約更新により就業を継続し、業務の習熟度を高めたアルバイト職員については、一概に代替性が高いとはいえず、生活保障の必要性を否定し難いとした。

新卒正職員と比べ2割程度低い基本給については、職務の内容などから、請求を棄却した。

に難くないとしている。正職員が私傷病で欠勤した場合、6カ月間は賃金を全額支払い、以後は休職を命じ賃金の2割に当たる休職給を支払うという制度に関しては、全額支払いにつき1カ月分、休職給につき2カ月分を下回る際、相違を不合理とした。契約更新により就業を継続し、業務の習熟度を高めたアルバイト職員については、一概に代替性が高いとはいえず、生活保障の必要性を否定し難いとした。

新卒正職員と比べ2割程度低い基本給については、職務の内容などから、請求を棄却した。



ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。